

男女の活躍を推進する子育て支援について

○男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できるよう、保育所待機児童対策・放課後児童施策などの子育て支援策に自治体ごとに創意工夫を重ね取り組んでいる。

横浜市では、平成25年4月に保育所待機児童ゼロを達成したが、ゼロ達成により潜在ニーズを掘り起し、さらに小学校入学に伴う「小1の壁」も大きな課題となっている。

○子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合える労働環境を整えるためにも、働き方の見直しなどによるワーク・ライフ・バランスの実現を一層推進することも重要。

⇒子育て支援の取組を一層強化することで、男女ともに活躍できる社会を実現

保育所待機児童対策

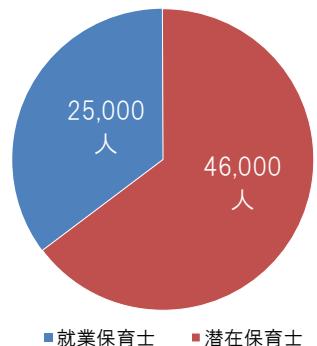
課題・背景1 保育士確保に向けた更なる取組が必要

現在、県内では待機児童対策の推進による保育所の整備・拡充に伴い保育士の確保が急務となっている。

県の登録保育士数は、平成25年3月末時点で約71,000人、このうち就業している保育士は約25,000人（国の推計）で、潜在保育士（登録があるが就業していない保育士）が約46,000人いると推定される。

保育士確保に対応するため、即戦力となる潜在保育士の活用が求められており、現場でのブランクの不安を解消し、保育士の仕事のやりがいを再確認してもらうことにより、潜在保育士を保育・教育の現場への復帰・就職に結びつけていく必要がある。

県の登録保育士の就業・未就業の状況



提言1 県内の潜在保育士向けメッセージの作成

平成26年4月から、県・政令市・中核市で「保育士・保育所支援センター」を共同運営しており、潜在保育士等を対象にして以下の取組を実施している。

- ・保育士就職支援コーディネーターによる就職相談・マッチング
- ・保育士就職支援セミナー・相談会の実施

左記の現状を踏まえ、潜在保育士の就職を支援するために、県内の「潜在保育士」向けのメッセージを四県市共同で作成し、保育士の仕事のやりがいなどについて直接訴えかけることで、なかなか就職への一歩が踏み出せない潜在保育士の気持ちに寄り添い、保育・教育の現場への復帰・就職を促していく。

放課後児童施策

課題・背景2 放課後児童健全育成事業の職員の質の担保と安定雇用

神奈川県内には現在、約6,500人の放課後児童健全育成事業を担う現場職員が勤務している。

平成27年4月に予定されている「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、これらの職員が放課後児童支援員として勤務するには、保育士や教員等の有資格者や高卒で2年以上の児童福祉事業の従事経験（約2,000時間以上）等の資格が求められ、さらに都道府県が実施する放課後児童支援員認定研修を履修しなければならない。また、資格を有しない職員及び認定研修を履修しない職員は、放課後児童支援員を補助する補助員として勤務することになる。

放課後児童健全育成事業は、平日は放課後から夜まで、長期休業期間は朝から夜までという特殊な勤務時間に加え、雇用形態が多様であるため、継続就労する職種として認知されていない。

ワーク・ライフ・バランス推進

課題・背景3 ワーク・ライフ・バランス推進の取組支援

四県市では、ワーク・ライフ・バランス推進の取組支援として企業向けの人事・労務担当者向け勉強会や市民が具体的に取り組めるようなきっかけづくりの講座及び普及啓発等を行っている。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のほか、育児休業や育児短時間勤務の導入、テレワークやフレックスタイム制の導入といった従業員のワーク・ライフ・バランス実現につながる取組は、企業にとっても関心は高いものの、代替要員の確保が困難、職場の周囲の人の業務量が増える、導入に伴うコストなどが課題であるとして、実際に取り組んでいる企業は、まだ一部にとどまっている。

提言2 県内における放課後児童健全育成事業の職員の資質向上と安定雇用に向けた取組

四県市において

- ・放課後児童支援員だけでなく、放課後児童健全育成事業を担う現任職員のスキルアップのための研修を共通のプログラムで実施することを検討
- 「子ども・子育て支援新制度」において事業対象児童が小学校6年生まで広がったことで、放課後児童健全育成事業を担う現場職員には、学齢期の児童についてより一層専門性が求められている。

児童に関わる職員の資質の向上と安定雇用が放課後児童健全育成事業の充実に不可欠であることから、四県市でそのための対応について協議し、取組を一層強化する。

提言3 四県市が連携する企業向けの取組

- ・四県市では、平成21年度以降「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとした講演会等を連携して開催
 - ・誰もが働き続けやすい企業の職場環境の整備が必要
 - ・四県市のこれまでの連携した取組の充実を検討
- 各県市が実施する企業種別ごとや課題テーマごとのセミナーや相談会などを共催し、企業の種別やニーズに合ったセミナー等に、自治体の垣根を超えて参加できるようにし、個々の企業に適した取組を学び、実践につなげやすくする機会を拡大することにより、企業のワーク・ライフ・バランス推進の取組支援を一層強化する。